

平成15年 9月11日

第3回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:35)

森田会長 皆様こんばんは。定刻となりましたので、第3回の「文の京」の区民憲章を考える区民会議を開会いたします。

前は、私が急遽、国の地方分権改革推進会議の方の会合が入りまして、やむを得ず欠席させていただきました。どうも申しわけございませんでした。きょうは出てまいりましたのでよろしくお願いたします。

最初に委員の出席、欠席状況でございますけれども、事務局の方からご報告お願いできますでしょうか。

久住幹事 改めまして、皆様こんばんは。よろしくお願いたします。

本日ですけれども、須藤委員、それから伊藤委員が、ご都合により欠席ということでご連絡をいただいております。それから山田委員なんですが、若干おくれるということでご連絡をいただいておりますので、後でお見えになると思います。

それから、本日の席順なんですが、また前回同様ランダムになるように、事務局の方で設定をいたしましたので、きょうはこれでご審議をいただければと考えております。以上でございます。

森田会長 それでは、お手元の次第に基づきまして進行していきたいと思ます。

まず、2の、『第2回「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録について』ですけれども、これも事務局の方からご説明お願いたします。

久住幹事 8月11日に確認と訂正の締め切りをさせていただいて、皆様に第2回の会議録の案をお送りいたしました。いただいた訂正等を行いまして、8月22日から、2階の行政情報コーナーに配備しております。通常1カ月後の会議に最終案をお配りするようにはしておりますが、今回は若干期間があきましたので、速やかに会議録を公開するため、郵送により皆様とやりとりをさせていただきました。大体テープ起こしが10日ぐらい、それから確認の発送が5日ぐらい、それから委員の皆様からの確認が10日ほどということで、その後修正をいただいて、大体30日ぐらいで会議録の方を作成できるというふうに考えております。今回はこういう形でやりとりをさせていただきましたのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

森田会長 それでは、次第の3の「区民憲章項目整理及び個別論点について」の意見等の整理について。長いですが、これについて、では事務局からお願いたします。

久住幹事 それでは、本日お配りいたしました資料について、こちらの方からご説明をさせていただきます。

資料の第5号でございます。7月末までに委員の皆様から、夏休みの宿題ということでいただいたご意見を、項目整理及び論点についての追加意見としてまとめたものでございます。

それから、資料第6号は、7月17日の会議で委員の皆様からいただいた区民憲章の項目整理及

び論点の整理についてのご意見等をまとめたものとなっております。

それから、資料第7号ですけれども、文京区の各部、課の職員から寄せられた区民憲章の項目整理、論点についての意見をまとめたものとなっております。これらの資料につきましては、今後の検討の中でご参考にさせていただければと考えてございます。

それから、本日、第2回の会議録の5ページなんですが、下の方から7行目のところですね。沼沢委員のところ、「多摩市」となっておりましたが、これは「田無市」の間違いでございますので、改めて訂正をさせていただきますので、差し替えていただければと思います。

事務局の方からは以上でございます。

森田会長 それでは、次第の4の「区民憲章項目整理及び個別論点について」に入りたいと思います。

前回の記録によりますと、項目整理の①の前文ですね。それから③の基本原則から個別論点の[項目1]区民憲章と他の条例との関係に進みまして、そのまま[項目4]政策決定過程への住民参加まで検討が進んでおります。資料第5号や資料第6号を拝見いたしますと、かなりいろいろな視点からのご意見が出ているようでございまして、そこで本日の会議の進め方につきまして、ひとつご提案させていただきたいと思っております。私自身はこれを拝見しただけで、当日の臨場感がないものですから、そこでご提案させていただきたいと思っております。積み残した形になっております個別論点の項目5と項目6につきまして一定のご意見を伺って、その後、再度全体にかかるご意見をいただくということにさせていただければと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

なお、今後の進め方といたしましては、フリーディスカッションを踏まえた上でございますけれども、少し前へ進めるために、本日のご検討の結果を踏まえまして、次回の区民会議では、項目整理の9項目と、論点整理の6項目につきまして、より具体的な検討に入っていければと思っております。この点につきましては、事務局の方でこれまで出されましたご意見等を整理していただきまして、次回までに検討資料の作成ということをお願いしたいと思いますけれども、これはよろしゅうございますでしょうか。

久住幹事 本日の意見等を踏まえまして、もう少し細かい議論ができるような資料ということで、次回お示しをしたいというふうに考えております。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、個別論点の項目の5に、それから続いて6になりますけれども、それについてご意見を伺いたいと思っております。これについては、どうぞ、またご自由にご発言を。

吉田委員 すみません。初めにこれについてちょっと質問したいのは、自宅に送られてきました資料を、発言の委員の名前が入っていたわけですけれども、きょうの会議の資料に、このA、Bになったのは何か、わけはあるのでしょうか。

森田会長 どうぞ、事務局の方でお答えいただきます。

久住幹事 これは、あした議会があるんですが、議会の方に報告をしまいいります。また、皆様方には、どなたの意見だということでおわかりいただければと思ったのですけれども、今後この意見、項目を整理をしていく上で、この会議の意見ということで整理をしていくような形になるかと思っておりますので、それで、本日につきましては、お名前ということではなくて、順番にAからNということにつけたという、そういう整理をさせていただきます。

森田会長 よろしゅうございますでしょうか。

吉田委員 そうすると、論点、個別意見の方は、議事録には公表されないということになるのですか。

久住幹事 議事録の方にはそのまま載ってございますけれども、これは、あくまで資料については、お名前というよりはこの会議の中でご議論いただいた意見ということで踏まえていくような形になると思っておりますので、そういう意味で、お名前というよりはこの会議の意見ということで、収めんしていくものなのかなというふうに思ってこういう形になってございます。

森田会長 よろしゅうございますでしょうか。

それではどうぞ、ご自由にご発言いただきたいと思います。

久住幹事 前回同様、ご発言の際につきましては、マイクを使っていただく形でお願いをいたします。

森田会長 では、斎藤さんの方から口火を切って、問題提起をしていただきたいと思います。

斎藤副会長 問題提起といいますか、1カ月以上たっておりますので、もう一度思い起こしていただく意味で、項目5について、時間をとらずに簡潔に説明をいたしたいと思えます。

[項目5]は協働型社会における苦情対応の仕組みということで、苦情という言葉がいいかどうかという言葉の問題もありますが、内容としては、現在は行政、区役所と住民の間の苦情でありますとか不服については、法律上の制度、それから条例上の制度があって、一定の処理がなされている。研究会の報告書をお持ちの方は、52ページ、53ページを再度ごらんいただきたいと思います。そういった行政と住民の間のトラブル解消についてはいろいろな制度がありますが、この基本条例が対象にしておりますような、今後の協働社会のあり方ということになりますと、その住民、あるいはその住民の自主的な団体、それと行政の間のコーディネート、調整といいますか、あるいは消極的な言い方で言えば苦情といったようなものに対応する何らかの必要性があるのではないかと。そういう苦情に対応する仕組みをつくるべきではないかという項目を立てたということになります。もちろん文京区という特別区の自治体が裁判所を持つとか、そういうことは国の法律上できませんので、何か行政の委員会的なものを考え、委員会、あるいは組織というものです。さまざまな調整、苦情対応の組織というものが考えられるのではないかと。ということで

前は、ここまでは項目がいきませんでしたので、幾人か委員の方々から追加意見として、資料第5号の7ページ、8ページにかけて出していただいております。イニシャルになっているので、自分が何を言ったのかちょっと、とっさに対応できないという方はちょっと思い出していただきたいということですね。

それから、行政側の庁内での項目5についての意見については、資料第7号の7ページに、これは参考意見という位置づけになるかと思いますが、載っているということです。

森田会長 ということですが。

斎藤副会長 具体的なイメージがなかなかわきにくいかもかもしれませんが、参考になるものとしては、庁内の意見で出てきております7ページですかね。既に似たようなものとしてあるものとして、[項目5]のところの2つ目、建築課で行っている、業者/地域住民間のあっせんというのがヒントになるのではないかと。そういう苦情対応の仕組みとして既にやっているものとして、その次の四角ですけれども、社会福祉協議会の中に苦情処理システムがあるという指摘があります。

ただ、この論点についても、大枠としてはこういったものを設けるかどうかという問題と、設けるとした場合にも、それを基本条例でどこまで書くのかという2つの問題があるかと思いますが。

沼沢委員 素材提供になるかどうかわかりませんが、私からちょっとお話をさせていただきたいと思います。

この水色の報告書の52ページに、区民の声ということで、広報課の広聴係がいろいろ区民の皆さん方からいろいろなご意見なり、苦情も含めて、いろいろな形で寄せられたものを、対応なり、処理というところとちょっと適切ではないかもしれませんが、かなり丁寧に内部的にはやっているものです。区役所に、一旦区民の声というルートで、例えば区長あてのはがきということになると、どんな些細なものでも全部区長供覧をします。実際には、なるべく早く回答すべきものですから、私のところに供覧されるときには、既に所管からこういう回答をしたというのがあって、中にはもう少し丁寧に、あるいはこういう言い回しの方がいいのになというものもありますが、もうそのときには所管課が既に対応しております。それが助役、区長というところで回ってきて、全部区長の耳に入っているということになっています。区長が非常に膨大な文書の中で、一つ一つ印象にどれくらい残っているのか、ちょっと私はいかがい知れませんが、それだけこの苦情なり、区民の意見ということについては、体制としては、かなり私の感じでは丁寧にに対応しているかなと思います。

それで、ちょっとここから違う話になりますが、前に私、この文京区の緑化係長というのをやっていたときに、隣の家のケヤキが非常に大木になって、秋になると葉っぱが落ちてきて、家のといに詰まって、それをといの奥から葉っぱをおろすのはとても大変な仕事で、それを区で何と

かしてもらえないか、という落ち葉をめぐる苦情というのが少なからずあるんです。深刻なものになると、役所の私のところまで来て、いろいろ一時間ぐらい、愚痴も含めていろいろ訴えていくと。そういうときに、ではすぐやる課というのが松戸市なんかにもありますけれども、果たしてそこまで緑化係という係が対応した方がいいのか、あるいはそうじゃないのか。いずれにしても役所がそれに手を出した方がいいのかというのは、私の係でちょっと議論したことがありますが、やはりそこは役所は手を出すべきではなくて、それは大変かもしれないけれども、お互いに話し合っただけという言い方を、そのときは事なきを得たのですが、この協働型社会というふうな視点でいうと、区の役割は調整者の役割ということなので、そういったケーススタディーとして考えると、落ち葉の問題について、どういうスタンスで対応したらいいんだろかなんて、この研究会の中でも考えてみました。

といの葉っぱをだれがどう取るかという問題では、だれかその近所の人でやれるのか、あるいは業者に頼んで若干の金がかかるのか。いろいろなケースが考えられるけれども、いずれにしても、役所が何らかの経済的な負担を負うのは、私は適当ではないと思うのですが、少なくともその仲介の労ぐらひはやるのが区役所の役割であっていいのかなという感じがしております。それでもやり過ぎなのかどうか、むしろ皆さんの意見を聞いてみたいような気がします。

苦情ということと、それから協働型の社会、協働型の地域社会というのはどういうことを考えるべきなのかという、一つの素材になり得るかどうかはわかりませんが、ちょっと紹介をさせていただきます。

森田会長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。

吉田委員 ちょっと今のご発言とは関係ないんですけども、私、実はこの項目5の苦情対応の仕組みということが、どういう意味のことなのかというのは、実は全く理解できないんです。といいますのは、そもそものところを言うと、この区民憲章及び区民参画というものの仕組みをつくらうというような話をしていると思うんですけども、そのときに私の理解では、その主体となるものは、多分大きく分ければ3つなんではないかなと。それはまずは区民であり、行政であり、私の理解ではそこに議会というものが何らかの形で入ってきて、その三者がガバナンスの主体になっていくのではないのかなというふうに思うんです。そのときに、そうすると、むしろその、いわゆるガバナンスの全体の仕組みをどうするかということが問題なのであって、それはつまりその恒常的な組織といいますか、システムといいますか、そういうものをつくるのか、あるいはもっと個別的に、それぞれの課題に応じたそういう仕組みをつくっていくのかということが、もちろんその全体が問題なのであって、その苦情対応の部分だけの仕組みをどうするのかというのは、ちょっと私は理解できません。これはどういうことなのですかね。

森田会長 では、斎藤さん。

斎藤副会長 どうも。一問一答で、委員間の自由な意見交換の方が重要ではないかというご指

摘はあるんですが、ちょっとここは研究会で携わった者としてご説明しなければなりませんので、そこはご容赦ください。また、ご意見があったらお互いに言っていただければいいと思います。

行政に対する苦情とかそういう部分については、先ほども申しましたように、もう既にいろいろな制度があるわけです。ところが協働、この基本条例が念頭に置いている協働型社会ということになるとそうじゃないタイプの紛争、紛争というと、非常に消極的なイメージになってしまいますが、調整をしなければならぬ場面があるのではないかと。例えばNP でありますとか住民の団体でありますとか町内会がいろいろな活動に今まで以上に参画してくるとします。そこで例えばそのNP と住民の間、あるいはNP といってもそれは各種いろいろありますから、NP 間の調整といった、あるいは紛争といったようなこともあり得るかもしれない。つまり、この研究会の報告でも、そういう協働領域の拡大ということで、こういう何か斜めの線の入ったスケールを示しておりますが、その真ん中の領域でそういったことが出てくるだろう。それに対して行政とNP 、あるいは町内会、あるいは住民がどのように解決していくか。こういう仕組みが一つ必要なのではないかと。

先ほど吉田委員のご指摘ですと、いや協働型の全体の運営とかそういうことからするとやや違うんじゃないかという趣旨でおっしゃったと思うんですけども、基本条例のそういう協働の仕組みを具体的に生かすという意味では、何らかの具体的な制度というものがある程度ないと、それこそ理念だけになってしまう。その協働型社会でいろいろな人々や主体がかかわってくる中で調整なり、苦情というちょっと上下というようになってしまいますから調整とか水平関係の紛争の処理の仕組みというのを、より具体的な仕掛けとして何かあってもいいんじゃないかということなんですが。

森田会長 ほかの方、ではこちらからいいでしょうか山田さん。

山田委員 多分、この[項目5]の違和感というのは苦情という言葉なんだろうと思うんですよ。一言で言えば。苦情というのは従来型の、お上がいて、民がいて、何かお上に物申すみたいなのが苦情のイメージがあるので、協働型社会と書いてあるんだから苦情という言葉は出てこなくて、多分今ご指摘があったように、調整とか係争の調定とかそういったものなのかな。

例えば地方分権一括法のあの流れの中で国と地方がもめ事があったときの係争の調定の機関が設置されたのと同じように、イコールパートナーの関係での係争についての調整の仕組みというのをちゃんとつくろうよというのがこれの趣旨なのかなと。そういった形でこれは整理していけばいいのかなという気がするのですが。

菅沼委員 今の落ち葉の問題なんですが、これは通常よく行われることなんです。それで、隣の家の落ち葉に非常に迷惑している。これはお互いに話し合って整理すべきものではないかと。それで、たまたまうちの地域におきまして、大きな屋敷なんですけれども、その屋敷にたくさん大きな木がありまして、落ち葉が道路にみんな落ちてくる。それで、そのご主人が亡くなりまし

て、何かメイドさんみたいな人がそこに住んでいる。それで、その人は、「私はほかの所から来ました」とか言って、道路の整理をしない。それで冬場になるとこれがたまってしまって、例えばそこにたばこのぼい捨てなんかやって火事でも起きたら大変だということで、整理してくれ、清掃してくれという話を持っていくんですがやらない。そこで町会の役員さんに頼みまして、これを全部整理して、このようにやるんですよというふうに話をつけてきたということで、火事などの危険性はなくなった。

だから、要するに、行政ばかりに頼るのではなくて、やはりその地域地域で物事を解決していく。解決できるものは解決していくのが当然であろうということですよ。今ご意見をいただきたいというのでお話ししました。

それから一般的な問題なんですが、私はこの2回ばかりこの会議に出させていただいているんですが、「文の京」の区民憲章ということを考えるということの総論的には、地域に密着したコミュニティによって、その中から大切であり、必要なものを整理していくことではないかと。現代多くの区民が望む安全で、安心なる地域社会、これをつくっていかう。この必要な条例を考えていくものではないかというふうに考えています。

時代の流れも変化してきておりますし、今は高齢化、少子化、環境問題、これらが主体になると思われ、また区民のニーズが多様化しまして、特に、都市部における、行政が対応し切れない新しい課題がふえてくるものと思われ。したがって、これらを踏まえて、各論的には、現在の条例等を整理、検討して、不足しているものがあればそれに対応していく、そういう課題を区民参加で協働して実施するものを協議し、考えていくことであろうというふうに思われます。

特にこのピンクのチラシですね。これには多くの区民の皆さんのご意見をもとに策定していきますと、こうなっております。多くの区民の皆さんのご意見ばかりではなくて、協力をお願いしながら策定していきますというふうなものをつくっていくべきではないかと思えますね。

それから、当然区民主体で、それで行政と議会も入って、この三位一体でいい地域をつくっていかなければいけない。そのためには、やはり議員さんもこの委員の中に入ってもらった方がいいのではないかというような気もしますので、ちょっと一言加えておきます。

森田会長 ありがとうございます。

後半の方の論点は、むしろ一般的な話というふうに受けとめさせていただきますが、大問題を差しおいてというわけではございませんけれども、その前半の方は。

では、名方さん。

名方委員 余り言うつもりはなかったのですがけれども、言ってもいいということなんで。先ほどの、今、山田さんと今の方と全く基本的には同じ流れなんですけれども、苦情対応という意味では余りいらぬのかなと。区が余りやる必要はないと。任せればいいというのは基本ではないかと思えます。だからむしろ問題処理の対応について、協働化社会でその地域の方がどうとらえ



ていくかという視点でいいと思うんです。

一例を挙げますと、我々こういうことをやって一つ問題が起きたというのを、事例を挙げますので、参考にさせていただければと思うのですけれども。

新大塚公園というところで、子どもたちを集めてサッカーをやっている。ところが去年の秋ですけれども、当然そこで、公園というのは文京区の公共施設ですから、いろいろな団体が活動しているんです。そのときに、たまたま窪町小学校の体育の授業を、ソフトボールかな、やっていた。我々もサッカーをやっていた。そうしたら運悪く、ソフトボール、野球かな、小学生の打ったボールが、小さい子のおしりに当たっちゃったわけです。そうすると、見ていたお母さんが真っ赤になって怒って「あんた何すんの」って、打ったところに行って一つもめたわけなんです。そのとき僕がいなかったんで、それは金曜日の夜だったんでその話を聞いて、早速問題処理をしなければいかなんということ、どうしたかということ、一つはまず区役所の公園課に行って、ここはどういう形で使われているのかということを確認しました。そうすると、やはりここは使う人がみんな共有して、みなさんの判断でやってくださいということだと。それから、次はそこを使っていた小学校ですね。たまたま窪町小学校の小林先生とはよく存じ上げていたので、即行って、頭を下げたわけではないけれども、いろいろお騒がせしましたと。お互いに、こちらも気をつけますと。やはり公共性というところからいけば、小学校の方が優先されるべきですから、そういう意味では我々は一步引きますと。そのかわり、お互いに事故がないように、もう少しうまく使うような形にしましょうというようなことでやった。

ところがもう一つは、今度はお母さんがいるわけですね、地域の。子どものおしりにボールが当たって怒っている。だからすぐ電話をして、そういう処置をとるからもうちょっと待ってくれと言って、そういう関係の官庁の話と実際の当事者と、それからいろいろなところが話し合っ、こういう形でやりますよというのをその次の週の早々に手紙を出して、お母さんには理解していただいたということなんです。そのときに、当然地元の区議の人も何人か知り合いがいたので話をして、できれば公園なんかは、共同で、使っている人は、管理ができるような形ができないかという話をしたのです。今、実は進めているんですけれども、ですからそういう形で、では区が何ができるかということ、はっきり言って何もできないんです。苦情と言っても、ほとんど多くの場合は、企業の苦情係ではないですけれども、住民エゴ的なものに走りがちですし、もう一つ、では区が、それは何ができるかということ、要するに調整だけですから、逆に悪く言えば官僚的な対応でしかできませんから何もできないんです。ですから、やはり当事者同士の中で話し合っ、そういう組織をつくるなり、そういうコミュニケーションの場をつくるような形をせざるを得ないと。だからそういう中で、では協働化社会で、苦情対応の仕組みというふうに、もしあえて大きく言うならば、やはりその辺は、皆さん方が、地域の人たちが自分でやっていくという形なんだよということをあえて言って、自己責任ではないですけれども、地域責任みたいな形で持って

いくべきなのかなという感じは思いますけれども。以上です。

森田会長 いかがでしょうか。

今井委員 今井でございます。ただ今の落ち葉の話、ちょうど私どもはマンションに住んでおりました、うちのマンションの中に大きなケヤキがあって、隣の2階に、それが冬になりますと枯れ葉が落ちてきて、同じ話なんです。そのときに、ともかく、ではこちらは管理組合とそれから先方さんに話をしまして、枝を少し落とすということですね。そういう形で話し合いまして、こちらが一応掃除とか何とかすると言いましても、相手の家に登るわけにはいきませんから、枝を何本か切って、若干それで相手の気持ちもおさまるといような形はあります。

それから、最近マンションの中でも、動物を飼うような形になってきてまして、大型犬はここまでにしましょうよとか、エレベーターの中は抱いてから外で散歩しましょうよとか、そういうような形でやっておりますから、ある程度話し合いで済むのではないかと思いますね。

それからまた区の方で、これは苦情云々と言いますけれども、どこまで対応できるかということになってくると思うんです。だから細かく、そこまでやる必要はないんじゃないかなと。ある程度地域社会で、お互い話し合いで全部やっていることはありますから、その点でもそういう解決はある程度できていくんじゃないかと。それではどこまで今度ちゃんと整理をして、どこまでできるかという際限がないと思うんです。そういうことを含めて、ちょっと例なんですけれども、お話ししたけれども。そういう社会の中では、ある程度、そういうことで解決できる部分がいっぱいあるのではないかなと、そんな気がいたします。

森田会長 ほかにいかがでございましょうか。

藤原委員 追加意見のところでも出されているのも参照してみますと、第三者機関というような言葉と、あと当事者の機関というような、地域協議会とかいうのもあるんですけれども、それは、地域協議会というのを出したのは私なんですけれども、複雑で第三者が裁定しなければならない場合と、あとは当事者プラスその周辺で解決できる場合と、あとは単純に行政の方で、ちょっとしたアドバイスで解決できる場合と、大体3種類ぐらいに分かれるのではないかなと思うんですけれども、そういうふうには整理できないでしょうか。

吉田委員 吉田でございます。今のお話を伺っていると、このいわゆる苦情対応の仕組みというのは、ざっくりばらんな話と申しますが、いわゆる住民間、あるいは住民、あるいは企業住民ということもあるのかもしれませんが、そこで起こる問題を、言ってみれば、一々全部行政に持ってこないで解決ができないというのは困るよと。だから自主的解決も、いわゆる住民間における自主解決の仕組みをつくるようにということなんでしょうか。それとも、私は斎藤先生が言わんとされたことは、いわゆるガバナンスの実を、担保するというか、保証するための仕組みとして、こういう住民、行政、あるいは議会といったような協議体というような形式になるかなと思うんですけれども、そういう仕組みがあってもいいのではないかなという意味なのか、私は斎

藤先生の意味合いだとすると、ここはその苦情というような、ネガティブな問題解決のための仕組みということではなくて、もっと、むしろ区そのもの、区民そのもの、区の行政そのものにある問題点を、どういうふうに向きに解決していくための仕組みをつくるかということの方が重要なんであって、苦情というのはちょっと不適切なんではないのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

齋藤副会長 まず言葉の問題は、ここで苦情という言葉を使ってしまったということ、もう評価になってしまいますが、住民の方々が、行政に対して現在申し立てる制度について、区の方では、苦情意見という言葉を使っているものですから、そういう用語で使った方が、むしろわかりやすい面があるのではないかということだったのかなと思います。もちろん検討の段階では、その他にも調整などの言葉も出ておりました。

それで実質的な内容といたしましては、それこそいろいろな、藤原委員のご指摘がありましたように、住民間、あるいはその周辺の地域コミュニティ、町内会で解決をすべきような問題もあれば、もう少し何か大きな、これも頭でっかちというか、理念に引きずられているのかもしれませんが、大きな参加の場面で、何か自治体がどうしても調整者として出てくる場面もあるのかなと。そういうイメージでございます。後者については、基本条例で規定することに、特に意味があるのではないかと。ただ、苦情対応とか紛争処理と言ってしまうと、本当にさまざまなものが含まれますので、それこそ類型化というか、こういうものについてはこうという筋道を示した上で、基本条例で取り上げるべきことは一体何なのかというのを考えていくのが建設的だと思います。

別に苦情という言葉にこだわっているというか、それに大きな意味づけを与えて、ここで苦情と言っているわけではありません。むしろご意見を伺いますと、どうも適切でないという方が多いようということだろうかとはいえます。

村松委員 今までの話だと、民民といいますが、民民の方はそれで解決できますけれども、相手が役所とかということになると、個人の民と相手で解決できないことがある。具体的に言いますと私のところに東大病院の跡地がある。それでケヤキの木が物すごくある。約500メートルか600メートル道があるんですが、これは現在住民が、苦情も言わずに、文句も言わずに、ケヤキや桜の葉が落ちたすると、時期になりますと、45リッターの袋で私のうちの前だけでも5袋位になります。しかし、東大の方に「その木を切ってください」と言いに行っても受け付けてくれない。役所の方に言っても「あれはやり東大の木だからだめだよ」というようなこともあるわけです。だからどういうふうに向いていいのかいまだに解決していないんですけれども、そういった問題も出てくるんじゃないかと。たまたまこの間枝を払っていますから、「奥の方にカラスの巣があるよ」と言ったら、「いや、うちは東電のほうで、電線が引っかかるんで来ました」というようなこともありますので、民民だけで解決できないこともあるんだろうと思いますから、そ

うものはやはりある程度取り上げた方がいいんじゃないかと思います。

以上です。

森田会長 どうも何かご迷惑をおかけしているようで申しわけございませんが、ご指摘の点はよくわかります。

ほかはいかがでございましょうか。

吉田委員 あえてもう一回発言させていただきたい。もし、今おっしゃった民民の問題を解決するための仕組みを検討すべきなんだということであれば、それはそれでまた一つの問題点だと思います。私が言いたいのはその問題と、つまりガバナンスを高めるための仕組みをどうつくっていくのかということは別な問題として議論した方がよろしいんじゃないでしょうか。

あえて言わせていただければ、私はそのガバナンスを高めるための仕組みをどうつくるかという議論は大いにすべきだと思いますし、そういうことは賛成したいなと思います。

森田会長 ありがとうございます。

まだご発言のない方。

佐藤委員 佐藤です。今、吉田委員の方からもありましたが、ガバナンスの考え方に基づく調整者としての自治体政府の役割というふうに、この資料の中にも出てくるんですけども、具体的なイメージがわきにくいんです。例えばどういうものを想定したらいいのか、幾つか例を挙げていただきたいと思います。

森田会長 斎藤先生いかがですか。

斎藤副会長 いろんな場面があると思いますけれども、例えばまちづくりですよね。まちづくりの観点で、それこそ国の法律でいろいろ決まっている部分もありますけれども、それをその枠内で何とかいろいろ特性を生かしてやりたい。それは区のレベルでそういうこともあります、さらに区の中でこの地域でこういうまちづくり、あるいはまちづくりというと大げさかもしれませんが、町並みとか、それこそさっきの並木の問題とか、そういうのも含めて、何か考えがその地域の人々にあつたとする。ただそれはまとまっているかどうかというのはなかなかわかりませんよね。あるグループなり人々がある考え方を持ったとして、それでその協働型の行政というのをやっている区役所との間でいろいろ調整したりすると。その場面で区の行政がいろいろ情報を提供したりサポートしたりという場合がありますと思いますが、そのあるイメージを持って活動している人々がすべてを代表しているとは限らないですよ、その地域を。では、そうじゃない人々との間の調整というか、そういうのも、その地域でそれこそ一元的にやれるのかということ、そうではない場面もあるだろう。そうすると、やはり何かその区、ここで何らかかかわらざるを得ない場面もあるかなというふうに、そういう例ですね。

あるいはまちづくりというだけではなくて、環境のこととか、いろいろあるのではないかと思います。

名方委員 具体的に言うと、いいですか。

例えば、茗荷谷の駅前には24階建てのビルが建とうという企画があるわけですね。そうするとある方は100メートル以上はだめだと、ディベロッパーはもっと建てたい、地権者はなるべく縦横と入れてたくさん入れたいと。そうするともう全然意見が。そうするとよく、詳しくは知りませんが、許可を取るときに業者は、例えば地方自治体の窓口でもらわなきゃいけない。もらうためには反対意見が多いからというようなところで、区としてはある程情状酌量というか、状況を見ながら出すか出さないかは判断している。

僕が一つ聞いているのも、例えば植物園の隣に某地所が広い建物をつくる。そうすると住民で反対運動が起きていると。そうすると、本来ならばそれはもう反対運動は終わって、もう話し合いも全部基本的に筋が通っているから、文京区の方でオーケーを出してくださいとディベロッパーは言ってくると。ところが文京区の方としてはちょっと反対意見もあるから、そこそこ見ながら判断しているんですよ。そういう話を聞いたことがあります。そういうことは、そうなってくると、さっきの東大の木の巣の段階なら、まだその段階で東大との間でやるでしょうけれども、そうなってくると、地権者同士というか住民同士とのエゴのぶつかり合いですね。そうなってくると、それについてはやはりある程度調整を、調整というよりも、様子を見ながら区が対応する部分が、ちゃんと条例とか法例でやる部分が出てくるというような、そういうことがたくさんあるのではないかなと思いますけれども。

沼沢委員 今、名方さんが言われた例のとおりで、区として、落ち葉は程度問題としては余り難易度は難しくないと思うのですが、やはり典型的に難しいのは、経済的な価値をバックにしたような建築紛争ですね。その建築基準法を全部クリアしているし、例えば総合設計制度だとかいろいろ制度の中で、公開空地も出して、それと見返りにと言いますか、少し今度容積率がアップすることになれば、建築サイドからすればそれは法にのっとって当然だという話です。例えば日影の基準法は全部クリアしているんだけど、もっと日照が欲しいという人が周辺住民にいるというときに、やはりかなり深刻な様相を帯びてきます。ちょっと思い出す限りで申し上げますと、現在文京区では8件建築紛争を抱えているんです。これもやはり都市計画部指導課というところでいろいろ対応をするんですが、このまさにその調整者の役割というのを、恐らく今の区役所の中で一番シビアに迫られているのは、建築紛争をめぐるそのセクションだと思うんです。これは、一方で法は守っているじゃないかという事業者と、実際毎日住んでいる人との対立なんです。いずれマンションの場合はそこに住む人もいる訳です。そうすると、もしそのままいくと、地域社会で余り良好な関係になりにくいということであると、本来ならば、建てる側も適当に折り合いをつけるというのが必要だと思うんです。実際には、北側の高い階には目隠しなり、素通しではなくて曇りガラスを入れたりとか、事前にそういう調整をしていくと、周辺の人たちもやや軟化といいますか、まあしょうがないなというような展開がある場合もあるんです

けれども、ずっと深刻に対立する場合があります。恐らく今の対応はケースバイケースで、顔色を見ながらやっているような状況だと思うんですが、もう少しその役割として、事業者も単に法律を守っていればいいんじゃないかと、一個の地域のありようとか風情とか、地域社会の特徴をもう少し配慮しなさいよというようなことを、もし区民憲章あたりに、それに近い基本的な考え方がもし盛り込まれるとすると、また少し区としての言い分も違ってくる可能性はあるのかなと、私は思っています。

具体的な例というふうに言われましたので、典型的な例は建築紛争だというふうに私は理解しているのかなと思います。

佐藤委員 だんだんわかってきました。それで、そういうような建築紛争という話になってくると、少し大きな話になってきてしまって、例えばそれだったらまちづくり条例みたいな、もう一つ別の条例に値するようなどころまでいってしまうのかなという考えも一方ではあると思います。今回の区民憲章の中における協働型社会の調整というのはどの程度まで、例えば建築紛争が一番典型的な例だとすれば、その辺の仕切りをどうするのかなというのはあると思うんですけれど、いかがでしょうか。

沼沢委員 どの辺の仕切りといいますと、例えば対審構造を持ったような、裁判所もどきで区役所が仲裁的な形でそれぞれの言い分を言うというような形もあり得まじょうし、多分、今行われている紛争調整というのはそこまでいっていない、建築業者を呼ぶなら呼ぶ、一方で住民からは、代表者が要望書を持ってきて、もっと強く区の方から指導してほしいというのが、多分それが実態だと思うんですが。

もう少しこの調整者の役割というのを、疑似司法的な機能というふうにもし言うとなると、お互い少し顔を合わせるようなことをこの仕組みとしてつくるということもあり得るのかもしれないね。ただ、そういうふうになると、逆にそんなところには行きたくないよという事業者も出てくるかもしれませんし、それをもしかして、やや強制力を伴うようなものが、一つのやり方としてはあり得るのかなと思います。

森田会長 議論がだんだん盛り上がってまいりましたけれども、まだ、次にももっと大きなテーマもございますので、これは前回もそうですけれども、結論を出すというよりも、いろいろご意見を伺って、その中から次回の方向性というものを打ちだしていくということによろしいのではないかなと思いますけれども。

吉田委員 すみません。私の区分けしたその二つの、いずれをこの項目5で、先ほど言いましたように、ガバナンスを高めるためにどのような仕組みをつくるのかということの項目を設けようとしているのか、あるいは今出ました、民民という言葉も出ましたけれども、そちら側のいわば自主解決的な仕組みをつくるということでの項目ということなのか、その問題点の整理だけはできませんでしょうか。

齋藤副会長 両方ありますが、そこは整然と分けられるものかどうかということが問題でして、ただその両方の問題があって、どちらをこの基本条例では中心に置くのかということは意識しながら次回に向けて整理するということだと思います。住民の方の処理、特にそれは一番ぎりぎりに進んでいくとそれは裁判に行くようなものですが、ただそういうものを全く除外して、専ら参画をめぐる調整とか、そっちにするのか、それとももう少しそっちの建築紛争とかそういったものまで含み得るような形でというのは、ちょっと今のいろいろなご意見からすると、まだどちらかだけだとは言えないんじゃないですか。

藤原委員 項目としてコミュニティの役割とか責務というのがありましたけれども、その段でいくらかコミュニティで話し合いをするみたいことは規定できるんじゃないかと思うということと、あと、調整役といいますけれども、例えば今回のその東大植物園とマンションの例で言えば、やはり調査なんかも不十分だったり、そういう調整役というか、インタメディアリーの間で、東大と住民と行政をつなぐとか、そういう役割は行政にもあるのかもしれないですけれども、N P とかそういう非営利活動団体の方の役割にも入っていると思うので、必ずしも行政がきちんと上からつくるというのでなくてもできるんじゃないかと思うんですけれども。

松本委員 区民憲章の方から考えますと、私は文京区らしさということを何とか入れたい。その中にやはり緑豊か。ちょうど今の建設に関連してお話しすると、建設業者の方が、「あそこはうるさいんだよね。ワンルームマンションもなかなか建たないんだよね。全部書類上はオーケーでも、何だかんだと。」それはやはり建設業者さんにとっては難しい地域であり、それだけ文京区の伝統とかそういうところは大事にする、ある意味文京区らしさという意味でもあると思うので、そういったような形で区民憲章に、一つ踏み込んだ形も可能性があるのかなと感じました。

高北委員 13年度に、こちらの52ページのすべての苦情が広報課の方に寄せられ、そして各課の方へ回って行って、それで苦情の整理がされているというふうに書いてあります。実際にそうだと思います。それで、ガバナンス、住みよいまちをつくるためには、建築問題だけではなくて福祉もあれば、環境もあれば、人権の問題もある。すべての問題がありますよね。今は建築の苦情だけにお話がいているようすけれども、そうすると、第三者機関は、オールマイティーの調整役をしてくださるということになるのでしょうか。

沼沢委員 よろしいでしょうか。行政の方から。

一応、これはそうですね、総合窓口的な色彩を持ったものを、ここではイメージした方がしやすいんでしょうけれども、すべて何でもかんでも一カ所で、窓口は一元化できるかもしれませんが、かなり一つ一つ専門性があります。例えば介護関係だと、介護度というのが判定されますね。要介護度1から5とかですね。それはもう介護の専門分野の人たちが、その苦情に、あなたはこういう基準からすると介護度2なんですよと。それは一件一件そういうところで、多分今までは済んでいるし、多分これからも済むケースがほとんど多いと思うのです。そうではなくて、いろ

いるなどこの課に属するのか不明なものだとか、いろいろどこにも属さないものになると、今は広聴係でやっているんですが、それをもう少し組織立ったものに苦情、あるいは紛争、あるいは要望、一般論は全部一元的に受ける組織をつくるというのは、例えば具体的なこの課題に対する回答だと思うんですよ。建築紛争は建築紛争なりの専門性があるので、それはではそのセクションだけでやってくださいと。ただ窓口としての経由はしますというつくり方もあるでしょうし、そこはある意味でどんなことをイメージしても、この苦情対応の仕組みとしては、私はいいんじゃないかと思います。こういう形が一番いいんだというようなことは多分ないんだと思うんです。現在においても、どこにいったらいいかわかんないものは全部広報課で受けます。そういう意味では、もう今でもできているんじゃないかという見方もあり得ると思います。

高北委員 ということは、今は広報課がやっておりますよね、それを横スライドにしていくということですか。新しいセクションをつくって、広報課のやっているものを新しいセクションでやっていくということですね。

沼沢委員 そうですね。

斎藤副会長 だからこういう仕組みについて、参画をめぐるいろいろな調整ということだ、行政だけじゃなくて、そういう委員会なり場をつくるとして、そこに住民の方とかそういう人がまた入るというのもあり得ると思うんです。それが先ほど吉田委員の方の言われたガバナンスに向けての調整の仕組みの組織としてもあり得るかもしれません。ですので、行政のセクションとして新しいのが恒常的にずっとどこかに部屋を持っていてあるというようなイメージでも、必ずしもないとは思いますが。

菅沼委員 今の行政と、それから区民と、それから東大問題が出ましたので、ちょっと東大を入れてお話ししますが、東大の原子力研究センターというのがあるんです。この原子力が研究される場所が、ちょうど旧本郷地区の避難場所になっているんです。そういう危険物があるところに何で避難場所をつくるかという問題が出ておりまして、これは、行政も入り、それから町会の会長連中が入り、それから東大の原子力研究センターの所長さんまで出ていただいて、いろいろ研究していきましょうということになっているんです。これが一つの見本みたいなものじゃないかと思うんですが。そういう形で問題を提起されたらそういう形をとっていくんだと。要するにわしは知らんよというんじゃなくて、みんながそれに協力し合っていくということが、これからのやはり時代に生きていく人間の姿じゃないかと、こう思います。

山田委員 結構議論が発散したなという感じがするんですけども、いろいろなケースでいろいろな紛争の処理のスキームがあるのかなと思うんです。それを一個一個言ってもしょうがないんで、ましてこれは憲法、自治の憲法を語ろうということなんだろうと思いますから、理念系をちょっと整理できればここはいいんじゃないかなという気がするんです。

そう考えた場合、例えば各主体が、ある問題が生じた場合は、何か誠意を持って話し合うこと



を求めるみたいな、そういったことをまず、もう出しちゃって、なお、区の方は、そういった機会を積極的に設けますとかいうぐらいの話で終わっていけばいいのかなという気がするんです。あとは、手続は、例えば建築の紛争は予防条例とか、何か条例とか、各もので結構もう決まっています、そこを一生懸命やろうと。ただ、我々は憲章の方によりどこを求めて、さらにプラスアルファのよりどこを求めたいというのが今のポジションでしょうから、そういうことであれば、そういった一文が入っていれば、これに基づいて建築紛争の現場では、さらに一步区も、そういった調整の場を設けましょうとか、介護保険でもそういうふうにすればいいんじゃないかと思えます。

森田会長 何かまとめていただけたような気がしますけれども。

菅沼委員 私、冒頭に申し上げましたように、要するに区民憲章をつくって、区民が安心して住めるようなものをつくっていこうというお考えですね。そのためには、やはり条例がどうなっているかということをもう一回見直してみると、それで条例で足りないもの、確かに時代が変わってきていますので、条例を新しくつくるもの、そうすればこれはいいものだというものが考えられてくるんじゃないかと。そういうことをまずやらないと、一つ一つこういう例がある、ああいう例があるでやっていたんじゃない、これは時間が幾らあっても足りないと思うんです。そういう意味で私は冒頭に申し上げたんですが。

森田会長 ありがとうございます。

まだ次のテーマもありますので、大体いろいろなご意見が出てまとめていただいたような気がしますけれども、よろしゅうございますか。

ちょっと私の方で独断と偏見で整理させていただきますと、ガバナンスの考え方というのは、その前の考え方というのはガバメントと言いましょか、上と下で自治体の、政府と言いますけれども、政府があって市民がいる、区民がいるという関係だったと思うんです。いろいろな紛争とか争い事も、みんな区を相手にするという構造になっていたと思うんです。先ほど公園でボールが当たったというお話しがありましたけれども、あれは公園を管理している区が悪いというふうに区と争うのか、当事者同士で争うのかというときに、どうしても対審構造で対一で区と争うと、だから「苦情」という言い方も出てきたと思うんです。ガバナンスという場合にはそこはやはり対等なパートナーであると。同じ条件のパートナーであると。だから紛争が起こった場合に文句を言うというんじゃないし、横でやらなくちゃいけない。このことはどういうことかと言いますと、対等な関係でどうやって調整するかという話と、もう一つは調整の相手がたくさん出てくる可能性があるわけですね、区だけじゃなくて。今までの制度というのは区だけを相手にすればいいというので、ある意味構造的に簡単だったんですけれども、それがちょっとやはりガバナンスという考え方から言うとおかしいんじゃないかというのが今、出てきています。

したがって、ここで問題提起されたと言いますか、最初のこの研究会なんかで議論してい

たときには、区の役割というのはそこでどのように考えていくのかと、これからはその水平的なパートナー同士で協力し合うのが原則ですけれども、意見が違ふようなときにその調整が必要なんじゃないか。もちろん先ほどお話しがございましたように、民民であれ、官民であれ、対等な立場で問題が起こった場合には、最後は裁判所に行ってもらいましょうという仕組みがあるわけですが。それはそれで一つの考え方なんですけれども、裁判所に行くというのも大変大げさなことですし、またその当事者同士でやってくださいという場合にも、やはり例えばその法律について精通しているプロをそろえた建築業者と普通の区民の方ですと、なかなか対等に争えないといひましようか、できないということで、そのときに区が調整役として入っていく。ガバナンスの時代になればこそ調整役という役割というのが必要になってくるんじゃないかと。既存のきちとした仕組みを使われる方は、自分でお使いになれる方は結構ですし、またその町内会であるとか、いろいろなコミュニティでそういう解決できる仕組みがあるところはそれはそれで結構でしょう。しかし、そうでない方もいらっしゃるときに、やはりそれは対等な立場ですからというふうにはなかなか言えないんじゃないかと。そこで、何らかの区の調整者としての役割というのがこれから期待されるのではないかなという議論ではなかったかなと思っています。

ただし、これは区民憲章ということになりますと、具体的にどう調整するかなんていうことまではとても書くことは必要ないと思いますし、むしろ、そうした調整の役割をこれからの区は担っているということで、それをどう表現するかという問題だと思いますし、具体的にそれをその第三者機関を設けていくか、あるいは単なるアドバイザーとか助言者にやっていくか、それはちょっと次の段階の話ではないかという気がしておりますけれども、何となくガバナンスの話と紛争の話とつなげていくということになりますと、そういう絵がかけてくるのかなと、私自身はそういうイメージを描いたものですから、余計なことですけども言わせていただきました。

菅沼委員 今ガバナンスとおっしゃいましたけれども、この間の日経の新聞を見ていますと、ガバナンスの解釈というのが企業統治、それで括弧して、主権者が国を治めるという解釈をしていますね。だからこれはちょっとまた違う意味じゃないかなと。

森田会長 共通するところはありますし、このパンフレットにもガバナンスがかじ取りという役だという説明が出てたと思いますけれども、今おっしゃいましたのは、どちらかといいますと、コーポレートガバナンスという、経営関係の方からのアプローチだと思います。ここで使っているガバナンスはかなり重なるんですけども、どちらかといいますと、まさに行政の方の、政治学ないし行政学の方で言っているガバナンスの解釈の仕方だと思います。両方ともガバナンスになっていますし、私に言わせますと、企業統治と訳す、統治と訳すこと自体がガバナンスの概念に反するんじゃないかという気もしているんですけどもね。

菅沼委員 だからそういう意味で、私は区民の皆さん方にはわかりやすい形で、みんな知ってもらわなきゃいけないんで、余り難しく政治学の問題だとか経済の問題だとか言われると、かえ

って混乱するんじゃないかという恐れがあるんじゃないかと危惧しているんですけれどもね。

森田会長 おっしゃるとおりだと思います。ですから、そこはここではこういう意味ですよというので、いい日本語があればそれを置きかえるのがいいかなと思います。

菅沼委員 ただ、協働というこの言葉はいいと思うんです。共に協力して働こうと、動こうという言葉ね。そうすれば、ああ一緒にやるんだなという気持ちでわかってくれると思うんです。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、次の項目、斎藤さんからご説明してくれますか。

斎藤副会長 次はその、最後の項目、[項目6]権利保障のあり方です。これは追加意見の方は資料5に戻りまして、その8ページ、それから庁内から出てきた意見も、これも資料第7号の同じく8ページですね。そして、研究会報告でいいますと55ページ以下ということになります。

つまり、ここではどういう問題意識かと申しますと、区民憲章である権利を保障する、あるいはこれこれの権利があるという場合に、それが絵にかいたもちにならないためには、それを保障するという仕組みが必要になるのではないかということが書かれております。もちろん、ある意味それより重要なのは、一体どういう権利、あるいはどういう義務を基本条例に書き込むかということとして、これについては、それぞれの前回少し検討しました項目整理の方の、区民の権利、役割、責務以下のところで、またこれも資料5でいいますと、2ページ以下でご意見をいただいている、既に意見をいただいているところです。それで、どういう権利を書き込むのか、あるいは義務を書き込むのかということと、それを一体どういうふうに保障するのかという両方の問題があります。

先ほど菅沼委員の方から、既にある条例との関係はきちんと整理するべきではないかというご意見がありましたが、権利保障についてもそれは当然ありまして、これは報告書の55ページでは少し書いておりますけれども、例えばその行政手続条例でありますとか情報公開条例というのは既にあるわけですから、そこで既に保障されていることとの関係をどう考えるのかと。それをもう一遍何か理念的な部分だけ書くのか、それとも何か足りない部分について何かさらに進めるようなものを書くのかという、情報公開請求権と、行政手続に関する権利については既にある程度存在するということを前提にしながら議論いただければと思いますが。

森田会長 こちらのほうはいかがでしょう。

沼沢委員 先ほど菅沼委員から、既にある条例の点検というふうに言われましたんで、これは事務局の一員として例えば情報公開条例については、ある程度理念的な規定がありますし、それぞれ区の条例に理念的、割合原理的な規定を定めた条例というものがありますので、もしできましたら次の会議までに、基本的な文京区政における理念的な条例がどんなところに規定されているか、一覧でつくって準備したいと思います。

森田会長 では、お願いいたします。

名方委員 権利なんですけれども、ここに書いてありますよね、広辞苑のやつで、一定の利益を主張し、またこれを享受する手段として、法律が一定の資格を有するものに寄与する力という、そうなんですけれども、最初にも指摘したんですけれども、権利というのは何ですかという問いかけをもう一回議論すべきだなと僕は思っています。あえて言えば、権利と義務、責任と義務という、ライトアンドリスポンシビリティを日本語に訳したんだと思うんですけれども、基本的なところで権利とは何ですかと。例えばこういうところに参加するのは義務でもないし権利です。それから、特に僕はボランティアの基準をつくっているときに、ボランティアに参加する権利があるというんです。その中で、例えば何かをやらなきゃいけないというのも権利ですと。みずから例えば一区民なり一市民として投票に行く権利があると同時に、それをみずから自分でやるという権利があるんだというようなことが、ボランティアなんかのいろいろな本とか、イギリスのものなんかを見ると書いてあります。だから、主体的に何かをやる権利があるんだという発想で、やはり発想を変えてほしいなというところがね。やはり今まではどっちかというとか何か義務でやらなきゃいけないというんじゃなくて、権利としてやるんだよというふうな流れにぜひしていかないと、協働と言ったときに、要するに、何か上から言われたからやるんだみたいな発想がいつまでたっても残っているんで、そのこのところの根本的なところで、権利という言葉が何かという議論になるんですけれども、そこをぜひもう一回押さえていただければなというのは思います。

山田委員 これは本当に私も全然わからないんでお教えいただきたいなと思うんですけれども、協働ということで、イコールパートナーで、同じような立場で、主要な主体者がいますということなんですが、例えば杉並区とかほかの条例を見ていると、権利を主張しているのは区民ですよ。イコールパートナーとしての区民だったり、事業者もあるのかな。責務を追っているのは行政なり区ですね。そうすると、権利を持っているのはあくまでもほぼ住民で、その権利を保障する主体は、行政が区民に対して保障をしてあげるといふ形になるのか、要するに権利とか義務とかというものの主体者がだれで、その対象物はだれなのかという組み合わせを考えていくとなかなか難しいなという感じがするんです。こちら辺は例えば行政学とか法律とかそういった部分ではどう整理されているのかというのは、ちょっと素朴にお伺いしたいなと思うんです。

森田会長 やはり権利ですから法律学を……。

斎藤副会長 国の法律とか、あるいは従来からある条例では、山田委員のおっしゃるように、権利の主体というのは、それは例えば住民であったり国民であったりして、それを保障すべきものは国であったり地方公共団体であったりという、少なくとも公法、公の法の領域では、そういう上下、上下という言い方も協働化社会のもとではそぐわないかもしれませんが、においては一対一対応で考えているわけですよ。それを法律なり条例でもって規定することによって権利が発生する。非常に強い権利であればそれを裁判所で援用することもできるということです。

ですが、協働型社会における権利ということになりますと、そういった二面関係ではとらえら

れないような権利、あるいはそれに対する義務が出てくるというのはそうだと思いますが、ただそれをどういうふうに条文化すればいいのかというのは、国の側でもそんな事例はないと思いますし。それからもう一点押さえておくべきことは、そういった協働型社会であっても、相変わらず行政、あるいは区に対してこういう権利を持っているんだという、縦型というか、それをまた言わなきゃならない場面もあるはずですね。つまり例えば政策決定過程における参加というようなことを前回検討しましたが、その区における政策決定なり実施の過程に参画する権利を持つというような書き方をするのであれば、それはもうその2面関係的に書かれるのではないかと思いますけれども。とりあえずそんなところで。

森田会長 権利とは何かという話になるとなかなか難しくよくわからないんですけども、要するにある人が何かをしたいき、ほかの人がしたいこととぶつかったときに、どちらが優先するかというときの一つの社会的ルールだと思います。

したがって、こちらの、私の方が優先するんだと、私はしたいんだからと。相手の人がそれは違うと言ったときにその争いをどのようにやるかというときに、あらかじめこちらの方が優先しますよというようなことを決めておくという話になるかだと思います。逆に言いますと、一人しか通れない道で両側から来てぶつかって、どちらが譲るというときに、片方は通る権利があったら片方は譲る義務があるという考え方になるんでしょう。それをあらかじめこちらから行く人は優先しますよとか、こういう条件の人は優先しますよというのを社会のルールとして決めておこうというのが権利の考え。具体的にそれが当てはまるかどうかというのは、裁判所なり何なりで考えましょうということになって、先ほどのマンションの紛争とかなんかありますけれども、自分の私有財産を持つ権利というのは憲法で保障されているわけですけども、ほかの人の財産の権利とぶつかり合う。地面だけならいいんですけども、高いものを建てた場合には風が変わる、日陰ができる、風が吹けば木の葉が飛ぶということになったときに、ほかの人の権利とぶつかり合うときにどうするかという話だと思います。

この基本条例の場合に、権利もいろいろあるんですけども、主として、だれのだれに対する権利かという話になってきて、このあくまでも区民を対象にした権利の話なのか、その場合には区民の方の権利というものを条例で決めて区に対応する義務が出るという話になるかもしれませんし、逆に言いますと税金払いなさいなんていうのは、これは行政の側のこれは普通は行政の場合は権利ではなくて権限と言いますけれども、税金を払うのは区民の側の義務ということになる。そういう関係になってくるわけです。ただ、その権利にもいろいろありまして、先ほど言いましたように、例えば良好な環境のもとに住みたいとか、この財産は私のものだとかという実体的と言いますけれども、実質的な中身に関する権利と、そしてもう一つは手続的な権利と言いまして、物事を決めるときに参加するとか、あるいはその投票権なんかもそうですけれども、いわゆる参政権、政治に参加する権利であると。これはあなたはだめよと言ったときに、いや私には権利が

あるというふうに主張するときを使うわけです。そうした手続における権利というのとちょっと性質が違っているかなという気がしまして、ここの区民憲章なんかで決める場合には、これは実質的な権利になりますと、これは裁判所に行って保障されるということになりますからなかなか大変なわけですし、そういうものもきちっと書けるかもしれませんが、基本的には物事を決めるときに、その決める過程に参加する権利、あるいは決める前提としていろいろなものを情報を得る権利というのが問題になっているのかなというふうに思います。あんまりやっていると、またすぐ講義をしてしまいますからこれぐらいにしておきますけれども、どうぞまたご自由に発言をどうぞ。

菅沼委員 確かにそうですね。皆さんもご承知だと思いますけれども、国民の三大義務というのは、要するに税金を納めること、それから義務教育を行うこと、それからあと労働をすること、これが三つの三大義務なんですよね。それであとは、権利は国に対しては生命を守ってもらう。今会長さんがおっしゃったように、それでは区ではどうなのか、区ではやはり、区としては区民の生命を守ってくれなきゃいけない。そして安全な、安心な生活ができるということなんですよね。だから、それではこれに対する条例というのはどういうことを考えるべきかということになっていくと思いますので。

以上です。

名方委員 今のところで、根本的な話ですみません。今のは権利だと思うんですね。僕はね。義務じゃないと思うんですよね。国民が義務教育を受ける権利を持っているんですよ。つまり、その前提には、やはりその市民社会みたいなベースがあって、市民社会というのは国とかそういうものは、別にたまたま市民が集まってそれを調整する、今先生がおっしゃった手段として必要なんだという形であって、それを参加する権利があるだけなんじゃないかと。だから、そこで僕はさっき申し上げたのは、義務という言い方と、権利というのは、日本語では義務というとかやらなきゃいけないという発想だけでも、そうじゃなくて、義務といわれている内容がまさに権利なんだというふうに意識改革をしないと、協働社会のときにはできないんじゃないかというがちょっと問題提起なんです。それは詳しくは先生にやって……。

菅沼委員 権利と義務は裏腹ですからね。協働的なものですよ。

森田会長 ただ、義務教育というのはちょっと難しゅうございまして、要するに学校へ行きたくない子も行かなくちゃいけないという義務になるんですけれども、行くなと言っても行く権利があるという場合は権利ですよ。ですからあれは親の義務なのか、国家の義務なのかというのは、この辺は斎藤先生の方が詳しいのですけれども、なかなか議論が……。

いずれにしても、だれのだれに対してかということがあって、いやだけどもしなければならぬのは義務ですし、やりたいことを妨げられないのが権利であると。こんな乱暴なまとめ方をしているのかどうか知りませんが、それを社会的な制度できちっと保障していこうという仕

組みをどう考えるかということでもいいでしょうか。

斎藤副会長 定義というか、それはその権利というものにはある程度それに伴う責務というのがくっついているはずだという考え方もありますし、権利を主張する場合にはある程度それに拘束というんですか、縛られる。社会的な拘束の範囲で権利を主張すべきだというのもつながってくる話だと思うのですが、ただそれは、なかなか実質論につなげていこうとすると、その追加意見を拝見しますと、恐らくその無関心と言いますか、その区民、あるいは文京区にかかわりのある人々の中で無関心な人々をどう位置づけて積極的に取り込んでいくかと、そこにつながられるような権利に関する条文というのが一つ、委員の方々のイメージとしてあるのかなという気はいたします。ただ、関心のない人にどうやって水を向けるかというのは、憲章レベルの抽象文官の話なのか、もう少し制度、個別の条例なり、制度なり、運用の話なのかなかなか難しいところだと思いますね。合理的無関心という言葉がありますよね、つまり余りこちらでしゃべるのも何ですが、直接参加制が一番望ましいと考えたら、では毎日毎日区民集会をやって投票するのかというと、それはみんないろいろ自分の関心事を抱えているわけですから、その代議制というか、代表を選んで、日ごろは自分の趣味なり仕事なりに打ち込んでいるという、それをそういうことを合理的無関心とか言ったりするわけですが、これから積極的に協働社会といって打ち出していこうとすると、それにとどまってもらっては困るというのは共通の問題意識としてはあるのかなという気はいたします。

吉田委員 吉田でございます。ちょっと私もよくわかりませんが、ここの区民憲章の中における権利と保障のあり方ということになれば、余り具体的、実体的権利の保障ということにはならないんだと思うんですけども、総論的、抽象的にいうと、やはり一つは区民が期待する行政が推進されることが、どのように保障されるかと、区民の側から見れば一つはそっこの側面、期待する行政がどう進められるかということに対する権利ですかね。保障されるのかという側面と、逆にやってほしくない政策であったりというものに対する拒否権というか、そちらの側と、二つの側面の権利なんではないのかなと。具体的に前者の方で言いますと、これまで議論されてきたように、政策形成への参加への機会であったり、情報公開であったりというところなのかなと思います。後者のやってほしくないことに対する拒否権の方の権利保障というのは、具体的には住民投票というような制度を設けて、やはりいよいよのときに市民、区民にその課題を問うというような制度をつくるかどうかということなのではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

山田委員 今のお話は、ある意味で非常に重要なんですが、ちょっと私が最初に振っちゃったのがいけなかったのかなと思うのですが、権利とか義務の話に今なっていて、この項目の6は、あくまでもその保障のあり方みたい話なんで、あと、今吉田委員さんの方がおっしゃられたそう言ったネガティブな部分に対してのヘッジみたいな話は、前の方で、住民の、何回か前にその話

も何か議論としてあって、各課題についてはその項目でやっていった方がいいのかなという気がちょっとしたんです。

それとあと、それに続けて言いますと、ここでの、多分項目6の論点というのは、多分保障のあり方なので、権利なり義務なりいろいろとあって、保障というのは、個人的にこれも素朴な疑問なんですけれども、担保制と、本当にこういう条例をつくって、何か権利だ義務だというふうに明文化して、それを実行してくださいと。実行できなかつた場合どうしてくれるんですかとか、そういったところが、最後努めるという話で、これは努力目標なんですよという話で終わるならば終わっていくという話ですし、実際の場面で、例えばこれは他区ですけれども、多分区民の権利として行政サービスを等しく受けられる権利というこういったものというはあるんだろうとは思いますが、そういったものが出てきて、自分はどう見ても等しく受けていないぞというふうに区民が言ったときに、それが、その自分の権利が保障されていないというふうに言った場合、区は、ではどういうふうに。

例えば生存権みたいな国の話だと、裁判所に訴えて、議論、こうやってやっていきますよね。そんな話がこういった条例にかかわる権利だ義務だ、それが保障しますと言った場合成立するのかな。しないならばこれは理念系の宣言法的にずっと粛々といくんだろうし、そういったところまで後々出てくるんだというのを視野に入れる保障なのかどうかというのは、これもちょっと素朴な話なので専門の方にお伺いしたいなと思うのですけれども。

森田会長 一つ言いますと、私にとってはこれは権利だと各自の人が思っても、それが社会的に認められるかどうかというのはわからないわけです。それが権利ですよというのはどこかに書いておかなければ、権利として社会的に認知されないわけですよ。それだけでもまず必要だというのが、その権利として保障するという意味だと思います。その後、具体的にどう保障していくかというのは、これはまた保障の仕方はいろいろあります。例えば、行政への参加の決定の話だとしますと、きちっとした意見を述べる権利を与えられると。その権利を無視されて決まったことは全部無効にしてしまうという仕組みもあり得るわけですよ。本当にそれでいいのかどうかという手続法はそこまでいっていませんけれども、それはそういう一つの考え方がありますし、また、何かしてもらおうという権利の場合には、やってくださいというのをやらなかつた場合には、だれかわりの人にやってもらって、かかった経費は今度は何らかの形で払ってもらおうとか、それはもういろんな仕組みがありますけれども、まずここで、こういう基本的なレベルの場合にはどうやって担保するかという具体的な担保手段もさることながら、まず何を権利として認めていくかというのを。かなり重要なことではないかなと。したがって、必ず広く手続法を越えてですけども、いろんな決定に参加する権利を保障するといった場合には、何らかのその仕組みをつくってやるわけだし、自分が知らないところで自分に利益にかかわるようなことを決められたときには、これは基本条例に違反しているじゃないかというふうに争えるという、そういうポイント



トというのは一番最初にあるんじゃないかなと思いますけれども。

山田委員 そうしますと、ここに書いてあるものは一応権利として明文化されて、それが守られていないといった場合は、区民は区に対して訴訟を起こすような形になるんですか。実際。これは例えばの話ですね。

斎藤副会長 それもその、どのような強さでもって規定するかというのにも左右されます。ここに書いてある努めるという規定ですと、努力義務ということになりますから、努めていないじゃないかというので裁判所に行くということはないですよ。そうじゃなくて、これこれについて権利として保障すると書いた場合には、可能性としては、それが守られていないことについて、裁判所に出訴するということもあり得ます。具体的な規定の仕方としては。

ただ、恐らくこれは基本条例の最高法規性のところで何度も何度も議論したことですけれども、形式面で基本条例が他の条例の上位になるというのを確保するのはなかなか難しいものですから、基本条例でこういう権利を保障するといっておきながら、個別の条例では必ずしもそれに対応していないじゃないかと区民の方が考えたとしても、それを裁判で訴えて、個別の条例の法がアウトになるというのはなかなか難しいですね。ですから、むしろ政策責任といえますか、基本条例を政策として考えた場合に、こういう権利を保障しているんだから、これに基づいたこういう施策なり、条例なりをつくったり改正したりという、政治的といえますか、政策的な話になってくる部分もあると思います。それはまさに権利の種類、それから規定の仕方等々によっていろいろあり得るとは思います。

森田会長 ほかの方がいかがでしょうか。

これは議論していきますとなかなか難しい問題でございますけれども、事の性質上は大変重要なことだと思えます。

藤原委員 ちょっと難し過ぎてついていけない面もあるんですけども、感覚的には、権利を行使しなかった場合に受ける不利益というか、そういうものの大きさでも違うかなという気がするんですけども。

森田会長 権利を行使しなかった場合には、行使しなかった人の自分の責任だという話になるんでしょうね。

藤原委員 だからそのとき不利益が余りにも大きかったら、またそこで何か保障がなくては困るのかもしれないと思うのです。

森田会長 そこがなかなか難しいところでして、例えば非常に生活に困っていらっしゃる方は生活保護を受ける権利がございますけれども、あれはご本人が申請しなければ受けられないわけです。ご本人が申請を何らかの理由でしないという場合に、それで大変気の毒なときにこれは権利行使をしないから仕方ないんだと言えるかどうか、社会的には、ただ、義務として受けさせるというのも、これもまたできない話ですから、そこに非常に何と言いましょか、近隣のという

か、身近な、住民に近いところにある区とかそういう基礎自治体のソフトの役割というのが出てくるだろうと。それをどう書くか。

ただ、他方では権利の場合には乱用というのでもあるわけですから、情報公開の例を出してはよくないのかもしれませんが、やはり何らかの形で区民の方の税金でされていることですね。サービスに対して一定の権利がありますけれども、しかしそれは、みんなで負担するからといって、自分だけどんどんどんどんその権利を行使してしまって、ほかの人に迷惑を及ぼすということは許されるかどうか。これもなかなか難しい問題ですね。

ただ、行使されない場合とか乱用の場合はかなり実際に使われ出してから話であって、その前にまず、どういう権利を保障するかということはある程度きちっと考えておくというのが、今の段階では必要ではないかなと思いますけれども。

吉田委員 吉田でございます。ちょっと思いつきですけども、いずれにしても基本条例であり、いわゆる基本法なんで、個別的、具体的権利の保障ということを書くとということにはならないと思いますので、例えば、明るく、未来に対する期待を持てるような地域社会を、つまり期待権みたいな権利というか、そういう分野を、そういう範囲の権利というものを、この、私がさっき言った意味では、積極的、前向きの方の期待権というものは、何かいい文言が出てこないかなということは一つ思います。

ただもう一つ、先ほど言いました、いわゆる住民投票条例みたいな、どうしても許しがたい問題であったり、さらに大きな問題になったときに住民に問うというような、そっちの保障もなくていいのかなという気はしますけれども。

仲田委員 文京区を、「文の京」を日本一の教育のまちにしていくなだと、目指すんだという力強いお言葉も出ている状況もございますし、子ども、また子どもを取り巻く環境、そちら方面のことを、権利、またその権利の保障のこと等々を、区民憲章の中に明文化させていく、何かを目指すに際しての肉づけとなるようなニュアンスの部分盛り込んでいくということは、ひとつ十分検討されてもよろしいのではないかなというような思いを持っております。

高北委員 私も仲田さんと同じ意見で、ここの検討事項の中にも、あえて2番と3番が入っておりますけれども、2番の中の、今仲田さんがおっしゃったような子どもの権利ですね、男女平等については、ああしなさいこうしなさいと言えないところの部分、努めるということしか言えない部分、それをここに入れてくださった研究会でどのように議論がされてきたのかということをお伺いしたいなというふうにも思うんですけども。

斎藤副会長 手続の、手続権というのは区でいろいろやっていることに参加したりする手続ですけども、それと対になる実体、実のある、体という方ですが、実体権を基本条例で、この権利を保障する。それがぎりぎりの場合には裁判でも実現できるようなものというのは、これはなかなか難しいというのが議論の前提にありました。例えば、子どもに良好な教育環

境を保障したいというのはやまやまですけれども、それはいろいろな制約条件がありますから、これこれこういう権利があるというのを書き切るのはなかなか難しいですね。そうすると、そうではない形で、努める規定という形で置いたとします。そうすると、それが裁判に行って直結するような権利ではないですけれども、その努める規定があることによって、区の方で新たな制度なり条例がつくられたり、運用がなされたりする、そういう意味で、こういった権利についても書き込む意味はあるのではないかと、そういう議論なり背景があったように記憶はしております。

ただ、もちろん子どもの権利、あるいは男女平等を実現するための手続の面の権利ですね、例えば子どもが区政に対していろいろな自治体で、子ども議会とか、そういうのを持っているところがありますが、そういう手続的に参加していく。それから男女平等を図るためにいろいろな組織をつくったり、コーディネートしていくというようなことについての手続的な権利については、より積極的に規定するという方向もあるとは思いますが。

森田会長 難しいところですが、よろしゅうございましょうか。

大分時間がたってまいりましたけれども、権利につきましても、これをどう考えるかということはいろいろございまして、特にこの区民憲章の中にどういう形で書くかということについては、どの項目を書くかというのはほかの一般的などころであり得るかと思っておりますし、また書き方を、どのような表現で書くかということも大変難しいところです。

先ほどおっしゃったように、期待する権利というのは、ある意味でかなり広く認められるでしょう。期待しちゃうかとはだれも言えないわけですから。ただ、期待したからといって、それを実現しようという権利をどこまで保障するかというと、これは大変難しい話になってまいります。そういうことも含めて、表現の仕方ということもあるかと思っておりますけれども、ただ、ここで、権利の保障ということを行っている場合には、やはり今齋藤さんがおっしゃいましたけれども、中身について、例えばきれいな空気を吸える環境を保障しろとか、そういうのはちょっと難しい。なかなか現実には。それを裁判所に行ってやれと言われても、区も大変だということがありますので。物事を決めるときに、きちっと発言させてもらい、どう決まったか、決まる前に何が問題かということについてきちっと情報を得る権利というのは、これはしっかり書けるのかなというのがこの研究会の考え方です。

最終的に決めるというときに、それじゃあ自分たちで投票して決めさせるという住民投票をどういう形でやるかといいますと、これは直接決める権利があるというふうに書いちゃうのは簡単なんですけれども、実際に住民投票というのはなかなか制度のあり方として難しいところがございます。それを具体的にどこまで書くかというのはこれからまたご議論いただかなければならないところだと思いますけれども。基本的に、手続的な意味での権利保障というのは認めましょうというのは、これは専門家の間でもそれほど異論のないところだと思います。ただ、良好な環

境に住む権利を有するなんて書いちゃうと、なかなか難しい話ですね。その辺は法律の方ではある程度保障されていますし、そういう権利があるというふうに書き切ってしまうと、区の方の責任は重くなりますので、こういうときの条例とか法律の書き方は、区の方の義務にして、努力する義務があるというふうな書き方をすると。努力したかしないかというのは難しいところですし、していないといってけしからんというのもなかなか難しいんですけども、ただ書いてあることによって、やはり努力しないではないかというふうに責められたときにやはり困りますので、そういうふうを書くというのが一つのやり方かなというふうに思います。

さて、大分時間がたちましたけれども、この件はよろしゅうございますでしょうか。まだご意見があれば。あと、まだ、全体をとおしてフリーディスカッションの時間も少しとるとというのがシナリオにあるんでございますけれども、ちょっと私は前回欠席いたしましたので、前回かなり活発なご意見がやりとりされたというのは議事録の方でちょっと拝見しましたけれども、雰囲気はわからないんですが、どうぞ。

沼沢委員 フリーだということで、実は議会の役割について、これから言った方がいいですね。この報告書でも32ページに、議会の役割に関しては、議会の自立性から議会において独自に検討されるべきものであることは改めて指摘するまでもありませんということではあるんですが、この研究会は、それなりにフリーにご意見を言うことができる会とは思んですけども、議会側として、検討の体制を今どういうふうにするか、間もなく近々ですね、議会としても体制を整えたいという動きがありますので、ちょっとそれをお知らせすると同時に、先ほど菅沼会長さんから言われた、この区民会議の中に、議員がなぜ入っていないのかということについて、ちょっと私の方から説明させていただきたいと思うのですが。

一応この区民会議は、第1回で区長から委嘱状を皆さんに差し上げたところなんですけれども、これは、区長と議会という二代表制という、それぞれ今二代表制というふうに、そういう言い方をしますが、それぞれ区民が、選挙で別々に選んだということなんですよね。そうすると、区長がこの議員に委嘱情を渡すということが適当かどうかという議論があるんですね。同じ選挙で選ばれたにもかかわらず、一方が、上下関係、これはある種の形式論なのかもしれませんが、実際そうじゃない場面もあります。都市計画審議会というのがあって、これは条例で設置されて、そこには議員を一定の何名とかというような規定もあります。これは意図的に、議員が入っていらっしゃる方がいいだろうという仕掛けであるんですが。都市計画審議会というのは、それなりに条例で設置された、形式的に言うと、役所用語で言うと附属機関という性格を持った、条例でしっかりした組織として位置づけられて、そこで決められたものはかなりの拘束力があるというものです。もちろんこの区民会議も区民憲章の、言ってみれば案に近いものをつくるものなんですけれども、もし区民憲章を条例という形で区長が議会に提案をするときに、議会側がそこでチェックをできるチャンスがあるんです。そうすると、ここに議員さんがいて、またさら

に議会で議論をするということは二重のチェックじゃないかというような議論が、今、各議員の間でもそういうことがよく話題になりまして、他の自治体でも議員は、首長、うちで言うと区長が設置する会議にはメンバーとしてでるのをやめようというのを決議している自治体の議会もあるほどです。そんな動きで、議員がこの会議には一応当初から入らない構成で考えたということでございますので、それをちょっとご理解いただければと思います。

あと、実態としては、実は、地方分権と自治制度に関する調査特別委員会というのがありまして、この区民会議の検討状況については、逐次議会の委員会の方にこういう検討をしていますよということで資料も提供し、若干の質疑もしていますので、全く寝耳に水の形で区長が条例提案をするということではありませんので、そういう議会の委員会の中で、議会の議員さんもこの区民憲章について、間接的にはありますけれども、事務局の方に何らかの意見を言うチャンスとしてはありますということですので、ご了解いただければと思います。

吉田委員 今、ちょうど沼沢部長からそのご意見が出たところで、私の個人的な希望かもしれませんが、今後のこの区民会議の運営の中で、ぜひ議会の運営責任者の方から、このいわゆる市民参画区民憲章というものをどのように考えているのかなということを伺う機会をぜひつくっていただけないかなというふうに思います。

それで、ついでながら、できれば私は一度区長のお考えも、この区民参画、区民憲章について、確かに第一日目のお話の中にほとんど入っていたかもしれませんが、ぜひ議会と区長のそんな懇談会みたいな形式で結構かと思うのですけれども、お話を伺う機会があればなという要望を出しておきたいと思います。

森田会長 それは要望は要望ということでお伝えして。

沼沢委員 区長が検討の途中で何らかの意見を述べるというのは、また適当かどうかというのは、ちょっと私には疑問がありますが、一応区長には伝えると同時に、議会についてもそういうご意見があったということをお伝えしたいと思います。

吉田委員 ちょっと多分これ聞いておいた方がいいと、今後もし、審議会として要望ということがあれば、皆さんの意見もあるので……。

名方委員 文京区というのは、各党派がちゃんとあって、国のあれがおりているみたいな感じで、意見、議論ができないんですよ。考え方が違うから、政治的立場が。だからそれを言い合うだけです。だからほとんど言い合いに終わって、その後を聞いても余りむだだというのが実態だと思いますので。いや、聞くことはいいんですよ。それがわかるという意味ではいいでしょうけれども、むしろ本当の意味で、今回こう話をしていても、やはり自治体にやるんだというところで話をしないと、やはりどんな地方政治でも政治家の方々ですから、そうするとそれは、政治的発言をされますよね。我々は一区民としては言いたいことを言っているわけなので、その政治家も一区民として言いたいことを言うという形ならいいですよ。まずそれは無理だと思いますので、

それは、そのことは余りむだだからやめた方がいいというのが私の意見です。

保育園の父母の会というのを会長をやっている、そのとき、もう10年ぐらい前ですけども、エンゼルプランが出て、そのときいろいろところでヒヤリングをしたんです。もちろん幼稚園も行ったし、保育園も、厚生省も行ったし、それからこの現場の区の、いわゆる各党派の、区議の人にも会ったんです。そうすると、一番そこでわかったのは、全く本当の意味で意見交換がないんですよ。議論、ディスカッションはいいんですよ。

森田会長 もいづれにしましても、そういう要望があったということだけはお伝えいただいた方が、またそれが伝わらないのはまた問題があるかと思えます。ただし、していただきたいという趣旨ではなくて、そういう要望があったという事実だけをお伝えいただいてもいいかと思えます。

菅沼委員 要するに、ないがしろにしていけないよと。議員さんもちゃんと仲間に入ってくださいよという意味も含めましてね。そういう意味です。

佐藤委員 佐藤です。今、議会の話も出ましたが、議会の場合は、条例を審議するときの審議に参加するというのが場面としてあると思うんですけども、むしろ僕が今思っているのは、区民の方ですね。今、委員としてこういう席で発言をさせていただいていますけれども、区民の方の中でも、一個人としていろいろ意見をお持ちの方がいらっしゃるだろうと思うんです。ですから、例えばホームページもたまに見ているんですけども、あの中で、あれは意見を出せる形になっていますよね。ですからそこで、例えばどんなものが出てきているのかを、例えばこの会の審議過程において紹介していただくと、議会はむしろその後場面が、ちゃんとしたのがあるわけですから、区民の方がどういう意見をお持ちなのかを参考にすることができると思えます。

久住幹事 先ほど冒頭で、こちらのピンク色の冊子についてちょっとご説明するのを失念してしまって申しわけありません。こちらについては資料ということではなくて、ご参考までにということで配らせていただきました。これは6,000部程度刷りまして、今4,000近く区民の方に配布を私の方でしているんですが、各町会、それから民生、児童委員の方ですとか、それから公立保育園の父母の会の方々、役員会等を通じてなんですけれども、そういったいろいろな区民の方に、なかなか区民憲章という検討そのものが始まっているということもご存じない方も多うございますので、こういった中身については今検討を始めていますということのご案内をして、こちらの一番後ろの方に、ファクスでも構いませんし、電話でも構いませんし、メールでも構いませんので、ぜひ規定すべき内容についてはこういう方がいいよというようなことですか、こんなことをやってほしいというようなご意見をぜひお寄せいただきたいということで、広く区民の方にお知らせをしているところでございます。ですから、委員の方々におかれましても、そういう形で、ぜひ、いろいろな方からご意見を寄せていただくことはいいんだよということで、言っていただければと思っております。

ただ、今佐藤委員からおっしゃられたような形で、区民の方からのご意見につきましては、この会議の中ですべて公表していくということで、方針を持っておりますので、なかなか意見が寄せられる部分が少ないものですからお示しすることができないんですけれども、それについては、区民の方の意見については、逐次、回ごとにすべてお示ししていきたいというふうに考えてございます。

松本委員 区民会議でお話しすることかなと、さっきから迷っていることもいっぱいあるんですけれども、ホームページの件に関しましては、ぜひ区民の声を出していただきたいと思うんです。区民が声を出すことはできるんですが、それのお答えとか、どんなやりとりがあるのかは一般的には全く知らされません。東京都は多少そういう概要的なやりとりが出ていますので、その程度で結構ですから、ぜひこんな声があって、こんな答えを出したみたいなの、そんなものをお願いできたらなと思います。

実際には、私みたいに気が小さい人は入れられませんので、ほかの方の入れられたのを見て参考にできると思いますし、また関心もとても深まると思います。何か今のホームページだと、結構何となく上から下というイメージがまだまだすると思いますので、区民の声が聞こえている、出ているというだけでとても親近感がわくと思います。

藤原委員 最初の、第1回目のときに、傍聴者のアンケートは公表するという事になったんじゃないかと思っていたんですけれども、何もありませんが、実際にはないのでしょうか。

久住幹事 傍聴の方も、今のところございませんので、傍聴の方、すべてご意見については出すような形をとりたいと思っております。

藤原委員 あと、ホームページもそうなんですけれども、それぞれの団体の代表の方は、自分たちの団体で、どういう意見があったかもぜひ出していただきたいと思うんですね。

ちょっとこれを今ぺらっと1枚、ちょっとこれだけ実名が出ちゃって藤原追加意見というのがあるんですけれども、これは遅くなったのできのう出したんですけれども、私たちのグループで話し合った意見も入れてあるんで、こういう形でもいいんじゃないかと思うんですけれども、ぜひ多くの意見が知りたいと思う。おくれたから実名が出されてしまって……。

森田会長 そういう意味で言いますと、いろいろな声が聞こえてくると思いますのでなるべくこちらの方へ、ただ、どんどんということになりますと記憶に残りにくいので、できればご面倒をおかけしますけれども、整理をして出していただけると助かります。

山田委員 進め方についてなんですけれども、第2回では項目整理ということで、前文からずっときて、基本原則のところととまって、論点の方へ飛んじったんですね。それで論点が一通り終わって、今自由に話をしましようということなんですけど、多分条例的な意味で言うと、区民の権利とかコミュニティとか、事業者とか、非営利、核心部分というのは、今後個別に議論していくような予定になっているんでしょうか。

森田会長 今後の進め方としましては、この前の研究会の結果も踏まえてですけれども、どういう形で条例の構成ができるかと。これ自体枠組みはある程度お示ししております、それ自体また問題があれば修正の可能性はあると思いますけれども、何らかの手がかりがないとなかなか議論が整理しにくいと思いますので、これまでの研究会の結果と、ここまでのご議論を踏まえた上で、ある程度の目次と言いましょうか、構成のようなものを考えておりました、それについてそれぞれ一つずつご議論いただくということを考えております。

山田委員 そうしますと、多分出てくるであろう区民の権利とかそういったものはこれからやるという、一つずつ。

森田会長 ですから、1回目に、1回目は顔合わせですけれども、2回目、3回目といいますのは、幾つかの項目について、かなりフリーにお話しをいただいたということでございます。次回以降もフリーになるような気もしますけれども、もう少し絞り込んで、きちっと、今まで出たご意見を踏まえた上で、何が問題かということがある程度絞り込めるんじゃないかと思っておりますので、それを素材にしてご議論いただければというふうに考えているところですが。

ただ、これは非常に重要な問題ですから、そして相互に関連しておりますから、このところはこれで話は終わりというふうにはなかなかならないかと思っておりますけれども、ただ、毎回毎回全部についてフリーディスカッションしているとなかなか進みませんので、そういうやり方。また、やり方につきましても何かご意見がございましたら発言いただきたいと思っております。

山田委員 多分、これからが実は重要で、論点整理というのは我々、例えば苦情という言葉に振り回されましたし、保障という部分で、周辺分野を一生懸命やっていたような感じもして、では核心的に区民の役割とは何か、何なのかとか、議会も非常に個人的には楽しみにしているんですけれども、そういった部分をやるのがメインかなという感じがしているので、よろしく願いいたします。

森田会長 ほかにございますでしょうか。吉田さん。

吉田委員 ちょっとこれも言葉じりにこだわっているわけじゃないんですけれども、ちょっと引っかかるんですが、[項目4]の政策決定過程への住民参加というところがあるんですが、この政策決定過程というのが、私の言葉で言えば、これはやはり政策形成、あるいは政策形成過程への住民参加ということではないのかなと、決定というのは、例えば大きな政策決定とえば、当然これは議会が決定するということなんだろうし、あるいは行政の何とか委員会とか、あるいはそれぞれの決定機関というか、において決定されるのが決定ではないのかなと。したがって、住民が参画する機会というものが、あくまでも政策が形成される過程への参加の保障ということではないんでしょうか。違いますか。

森田会長 ある意味では言葉の問題ですけれども、ある意味では本質的な論点も入っているかと思っております。



沼沢委員 この政策決定、あるいは政策形成過程ということについて、概念的な共通した、これが正式な概念規定ですというのはないですね。政策形成と言った方が、やや広がりを持ったプロセスに見えますし、政策決定というのはもう少し、この本当に文書の決定みたいなイメージがありますけれども、ここで決定過程、この[項目4]での表現というのは、必ずしもその例えば文書とか議会とかというようなことよりは、もう少し広めに考えています、区の方としては。これを形成過程と言っても、それは差し支えないですし、具体的な例で言うと、例えば区としての決定をする場合に、一番最高位の一番レベルの高い決定の仕方というのは議会で決定をするということで条例であったり予算であったりするわけですね。

例えばある予算を決定する前の、区長が条例提案なり、予算を提案するという、区長の決定があります。その区長の決定の前に、例えばある事業を所管する部でいろいろな検討をします。さらに部の中になんか係がありますけれども、具体的なイメージで言うと、いろいろな区民の声が寄せられてこういうことをやってほしいというふうに言ったときに、例えばそれをどういう形でやったらいいかというのを、例えばそうですね、区政モニターに聞いてみたり、あるいは他の自治体の実施の例を参考にしたりということを実務的にやります。そういうときに、区民に対して、ではここでどういう意見、このある事業を開始したいときに、区民の意見を聞いてみたいというときに、いろいろな手法があって、区政モニターというのも一つありますし、あるいは世論調査の一つの項目に入れてほしいとか、あるいは関係する団体、例えば保育に関係するものならば父母の会という部分もあるんですね。そういう関係する団体に意見を聞いてみる。あるいは、場合によってはパブリックコメントというようなこともありますし、それも、いずれにしても政策決定過程、あるいは形成過程への住民参加というふうに、我々実務を担当している人間としてはそんなものをイメージしているわけです。ですから、かなり幅広というふうに考えています。この区民会議自身も、まさに政策決定過程への住民参加の一つのやり方だし、あるいはシンポジウムでありますとか、場合によっては講演会を開いて、そのときの感想もある意味で住民参加の一つの形態ではないのかなと思いますので、かなりいろいろな具体的な例としては、手法としているいろいろな広がり、広い、幅広のものだというふうに考えていただいていいと思うんです。ただ、いろいろ決定過程への影響の与え方というのはまたいろいろあると思うんです。単なる要望書を出した、紙を出しただけなのと、実際に区長に面談して会うのと、いろいろな具体的な例としては、あともう少しこういう会議の形で影響を与えるのと、それはいろいろな形があり得るということだと思います。

森田会長 言葉の問題で、それほど違わないかなという気がしまして、決定という場合に、やはり決めるということを非常に重視したとらえ方が、あるいはみんなできつっていくというなら形成ということで、これは特に異論がなければ、形成というご意見が出たのでそちらでいいんじゃないかなと。余り議論するまでもなく決めることだと思いますけれども、いかがでしょうか。

吉田委員 私も意味はわかります。ただ、言葉としてどうなのか……。

森田会長 では、そういうご提案がございましたので、是が非でも決定でなくちゃいかんと言う方がいらっしゃれば別ですけども、そうでなければ形成過程という言い方、そういう言い方でこれからは統一させていただくということによろしゅうございますか。

ほかに。

藤原委員 資料5の最後に、G委員から提案されていることなんですが、中間のまとめの時期を少しおくらせて、もう少し各委員の意見を聞く方がいいとあるんですけども、私も同じようなことを考えているんですが、各委員だけでなく、できれば一般の区民の方も巻き込んだワークショップなり学習会なり、あとはブレーストーミングみたいなフリーディスカッションでもいいんですけども、何か少しもうちょっと外にアピールしておくらせてもいいんじゃないかと思うんですが。どうでしょうか。

森田会長 これについてはいかがでしょうか。

何と言いますか、この種の議論というのは、やりますと幾らでも続く可能性があるので、ある程度スケジュールを区切っていかないと、なかなか進まないと思いますけれども、ただ、あんまり拙速にきちっと議論しないまま、ここのところは議論をしないで決まってしまったというのが後で出て困りますので。

名方委員 例えば前回議論が出たのはガバナンスという言い方ですよね。かなりガバナンスというのは、片仮名言葉なんで、わかりやすい言い方をしようじゃないかというのは、かなり何人かの方から、私もそう言ったんですけども。例えばガバナンスについて本当はみんなどう思っているのかみたいなのは知りたいですよ。逆に言えば、それがわからないと、幾ら言っても、形をつくっただけで、何にも動かないと思うんです。権利の問題もそうだと思うんです。ガバナンスが明確になれば自分で動くんだということがポイントですから、幾ら形をつくっても、さっきも出てきましたけれども、では出ない人はどうするのか。出ない人はやはり権利を放棄したんだし、ガバナンスに参加しないということになっちゃいますから、そこは、そのための何か仕組みはあっていいと思うんです。そのために、恐らく5年、10年かかるかもしれませんが、そのままやってもいいというふうに思います。

森田会長 いかがでしょうか。

こういう作り方は5年、10年かけてじっくり煮詰めてというのものもあるかと思えますし、場合によっては、ある段階でつくってしまって、まだ5年も温めておくぐらいなら、そのときまた見直して改めた方がいいのではないかという考え方もあり得るかと思えます。これはちょっと議会とかそのほか、区長さんも含めまして、区の方のそうしたスケジュールもあるものですから、ご意見はご意見として承っておいて、なるべく尊重する形で、ちょっと事務局の方でもご検討いただけると。そういう回答でお許しいただきたいと思えますけれども、よろしゅうございますでし

ようか。確かにおっしゃるとおりに、たくさん意見が出ている以上、しっかりと納得するまで議論をしておきたいというのは、これは大変重要なことだと思います。

ほかにございますでしょうか。

今井委員 先ほどこれを3,000枚ぐらい配ったということですがけれども、各住民の方に全部配布しているのでしょうか。それともまた、区報が何かで皆さんは知っているのでしょうか。また、どのぐらい浸透しているかどうかというのは、そんなことはどうでしょうか。

久住幹事 3月15日、区報では全戸に配布を、研究会の報告ということでいたしております。これにつきましては、区民会議を始めたよということですので、各団体等おじゃまいたしまして、ご説明に上がっているということで、区報の全戸配布とまではいかないまでも、主だった団体についてご案内をしているということなので、今後ご要望があれば、どこにでも伺って説明をしていきたいなというふうには考えてございます。ですからこちらに今ご参加いただいている各団体の皆様の方からも、委員として出ているからいいよということではなくて、ぜひ事務局の方からこういった資料を持って来てほしいということでしたらば、伺ってご説明に上がろうかなというふうに考えておりますので、その辺もご検討いただければありがたいなと思っております。

森田会長 よろしゅうございますか。

このパンフレットは大変よくできていると思って、先ほどから感心していたんですけども、ただ、例えば質問4で、このガバナンスを区民憲章の基本的な考え方としていく予定だとありますけれども、これは予定ですので変わり得るかなと思います。それは拘束されるものではないという気がします。

大分時間も、予定されていた時間も過ぎてしまいましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。

最後に、一言だけ申し上げておきますと、この会議の位置づけですけれども、議会との関係その他ですけれども、やはり区の憲法まではいかないまでも、相当重い基本条例ですから、これはやはり議会を無視してこちらでつくって、できたものについて案を審議してくださいというのは、ちょっと議会に対しても失礼だと思いますし、区民に対しても大変失礼なことになりかねない。そういう意味で言いますと、本当は議会の方でも並行して審議していただいですり合わせをするとか、そういうことも必要なのかなと思っております。ただ、先ほど沼沢さんの方からお話があったように、あくまでも区長の委任を受けてつくられている会ですから、我々が区長の権限をそれこそ越えるような形で議会と一緒にやろうというのは、ちょっと、これは制度的には無理かなそういう意味で言いますと、先ほどの話があったように、なるべくここで議論していることはオープンにして、議会の方にも積極的に伝えていただくという形で、ここはやはり区長の諮問を受けて、そして区長のためというか、区の執行機関だけではなく、区全体のために

どういふことがあるかということ、皆さんの英知をもって考えていく、そういう場として位置づけられたいというふうに思っております。これは詰めていきますと二元代表制とか難しい話になりまして、それ自体が憲章の中身にもかかわってくることにかなりかねませんので、ただ議会の抜いた憲章ということはまずあり得ないということは間違いないところだと思いますので、そのところが私、気がついたといえますか、ご発言させていただきます。

あと、なかなか区民の方一般の方に興味を持たれないというのは、これはある意味では無理からぬところがあるかなと思ひまして、こういう憲章というのは何か問題が起こったときに、困った、何とかして争わなくちゃいかんというときに行き着くところ、区民憲章に権利が書いてあったとそういうものですので、そういう意味で言いますと、ここにいらっしゃる方は非常に興味をお持ちの方で、熱心な方ですので、きちっとした、ほかの方の立場も考えて議論をします。そのかわりどんどんここで話し合ったことは公開して、気がついて発言される方の意見は反映させると、そういう形がいいのではないかなというふうに思っております。これは会長としての運営上の発言というふうに受けとめていただければと思います。

では、よろしゅうございますでしょうか。

それでは次回の日程の調整をということでございますけれども、これは事務局の方で何か。

久住幹事 木曜日ということで、第1回のお話をしたんですけれども、一カ月程度ということで10月16日あるいは23日、その辺でいかがかなというふうには考えています。

森田会長 10月のいつですか。16日か23日。

久住幹事 木曜日ですと16日か23日ぐらいがちょうど1カ月過ぎぐらいで、9日でも構いませんが。

森田会長 私の都合を言わせていただくと、9日か16日でないと、23日は別の予定が入っておりますので、10月ですよね。

16日でご都合の悪い方はちょっと手を挙げてください。よろしゅうございますでしょうか。では10月16日といたします。

久住幹事 10月の16日ということで、同じ場所、こちらの場所をとりたいと思います。

菅沼委員 きょうと同じ時間ですか。

久住幹事 そうですね。この時間で。またご案内をいたしますので、万が一とれない場合については、またこちらの方からご案内いたします。一応この場所で予定をしておりますので、またこちらの方にお集まりいただくような形に思っております。

冒頭、会長の方からご指示ありましたような形で、もう少し、山田委員からもありましたけれども、具体的なイメージがわくような資料を次回お示しをして、個別の議論を進めていくというような形で、事務局の方でちょっと相談をいたしまして、作成したものを次回お示しできればなというふうに考えてございます。

森田会長 では、そういうことで、終了時間は大体8時半が予定されているのですがちょっと過ぎてしまいましたけれども、活発なご議論の結果だと思っております。

それでは、どうもありがとうございました。これで、第3回の区民会議を終了させていただきます。ご苦労さまでございました。

「閉 会」(20:46)